

許可一覧

都道府県・政令市	許可番号	許可年月日 及び 有効期限	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	コンクリートくず及び陶磁器くず、 ガラスくず、	がれき類	ばいじん	感染性産業廃棄物	頁	
産業廃棄物収集運搬業																				
千葉県	第01200137658号	平成30年1月23日 令和6年9月26日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		1	
千葉県	第01250137658号	平成30年1月23日 令和6年9月26日																●	2	
産業廃棄物処分業																				
千葉県	第01220137658号	平成29年12月13日 令和6年10月1日		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			3
千葉県	第01270137658号	平成29年12月13日 令和6年10月1日																●	7	

産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業について、現許可の有効期間を満了しておりますが、これらの申請に対する処分（許可又は不許可の結果が出るこ
と）がなされるまでは、現在の許可は引き続き有効です。
*各許可更新申請書（第1面）の写し（受付済）別添参照

根拠条文：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第3項、第14条の4第3項

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和6年 8月29日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

申請者 〒 290-0549

住所 千葉縣市原市万田野733番地

氏名 株式会社 市原ニューエナジー
代表取締役 杉田 昭義

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-50-8300

担当者名 齋藤 雅博



産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p> <p>⑥⑭⑮は、(水銀使用製品産業廃棄物を含む) その他は、(水銀使用製品産業廃棄物を含まない)</p> <p>①⑤は、(水銀含有ばいじん等を含む)</p> <p>⑥⑭⑮は自動車等破砕物を除く</p>	<p>1 事業の区分 積替え、保管を(行う・行わない)</p> <p>2 取り扱う廃棄物</p> <p>① 燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む) ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く) ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動植物性残さ ⑪ゴムくず ⑫金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く) ⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く) ⑭がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) ⑮ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む)</p> <p>(⑥⑬⑭については、石綿含有産業廃棄物を含む) (①②③④⑤⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑮については、石綿含有産業廃棄物を含まない)</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 〒 290-0549 千葉縣市原市万田野733番地 電話番号 0436-50-8300</p> <p>事業場 電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>1 車両; 5台(3種類)</p> <p>2 容器; プラスチックトレイ68L2個 ポリ容器20L6個 土嚢袋50袋 ビニール袋50袋</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>更新許可申請を受付しました。この控えは大切に保管してください。</p> <p>なお、現許可の有効期間の満了後も、この申請に対する処分がなされるまでは、現在の許可は引き続き有効です。</p> <p>(根拠条文: 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第3項、第14条の4第3項)</p> <p>千葉県環境生活部産業廃棄物指導課</p>
<p>※ 事務処理欄</p>	

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和6年 8月 29日

千葉県知事 熊谷 俊人 様



申請者 〒 290-0549

住所 千葉県市原市万田野733番地

氏名 株式会社 市原ニューエナジー

代表取締役 杉田 昭義

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-50-8300

担当者名 齋藤 雅博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>1 事業の区分 積替え、保管を(行う 行わない) 2 取り扱う廃棄物 感染性産業廃棄物(特定有害産業廃棄物であるものを除く。)</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 〒 290-0549 千葉県市原市万田野733番地 電話番号 0436-50-8300</p> <p>事業場 電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>1 車両; 3台(2種類) 2 容器; メディカルボックス10個 保冷ボックス5個</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>更新許可申請を受付しました。この控えは大切に保管してください。 なお、現許可の有効期間の満了後も、この申請に対する処分がなされるまでは、現在の許可は引き続き有効です。 (根拠条文: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第3項、第14条の4第3項)</p>
<p>※ 事務 処 理 欄</p>	<p>千葉県環境生活部廃棄物指導課</p>

別記の添付書類については、同日付け産業廃棄物収集運搬業許可申請書に添付

産業廃棄物処分業許可申請書

令和 6年 8月 30日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿



申請者

住 所 千葉県市原市万田野733番地

氏 名 株式会社 市原ニューエナジー

代表取締役 杉田 昭義

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-50-8300

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)</p>	<p>(1) 事業の区分 焼却による中間処理</p> <p>(2) 産業廃棄物の種類 ア 汚泥, イ 廃油, ウ 廃酸(水銀含有ばいじんを含み、水銀回収義務があるものを除く。), エ 廃アルカリ(水銀含有ばいじんを含み、水銀回収義務があるものを除く。), オ 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。), カ 紙くず, キ 木くず, ク 繊維くず, ケ 動植物性残さ, コ ゴムくず, サ 金属くず(ア〜コに一体不可分に混入しているもの)に限り、自動車等破砕物を除く。), シ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず(ア〜コに一体不可分に混入しているもの)に限り、自動車等破砕物を除く。), ス がれき類(ア〜コに一体不可分に混入しているものに限る。)</p> <p>(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載無い種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。</p> <p>※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 千葉県市原市万田野733番地 電話番号 0436-50-8300</p> <p>事業場 千葉県市原市万田野字下打行733番6の一部、733番8、733番11の一部 柿木台字打木代297番3の一部、297番6の一部 柿木台字平太郎205番8の一部、205番11の一部 電話番号 0436-50-8300</p>
<p>事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)</p>	<p>別紙1 『事業の用に供にする全ての施設』のとおり</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>別紙2 『保管施設一覧表』のとおり</p>
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>別紙3『事業の用に供にする施設の処理方式』及び『全体平面配置図』『全体外形図』『組立構造図』のとおり</p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	<p>現許可の有効期限の満了後も、この申請に対する処分がなされるまでは、現在の許可は引き続き有効です。 (根拠条文：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条の4第3項)</p>

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書

令和 6年 8月 30日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿



申請者

住 所 千葉縣市原市万田野733番地
 氏 名 株式会社 市原ニューエナジー
 代表取締役 杉田 昭義
 電話番号 0436-50-8300

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	(1) 事業の区分 焼却による中間処理 (2) 特別管理産業廃棄物の種類 感染性産業廃棄物
事業所及び事業場の所在地	事務所 千葉縣市原市万田野733番地 電話番号 0436-50-8300 事業場 千葉縣市原市万田野字下打行733番6の一部、733番8、733番11の一部 柿木台字打木代297番3の一部、297番6の一部 柿木台字平太郎205番8の一部、205番11の一部 電話番号 0436-50-8300
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	別紙1 『事業の用に供にするすべての施設』のとおり
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	別紙2 『保管施設一覧表』のとおり
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙3 『事業の用に供にする施設の処理方式』及び『全体平面配置図』『全体外形図』『組立構造図』のとおり
※ 事 務 処 理 欄	(This cell is empty in the original image.)

現許可の有効期限の満了後も、この申請に対する処分がなされるまでは、現在の許可は引き続き有効です。
 (根拠条文：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条の4第3項)

産業廃棄物収集運搬業許可証

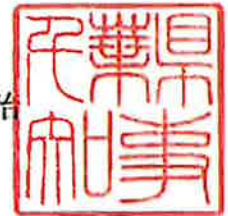
住所 千葉県市原市万田野733番地

氏名 株式会社 市原ニューエナジー
代表取締役 杉田 昭義

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成30年1月23日

許可の有効年月日 平成36年9月26日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残さ、サ ゴムくず、シ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、ス ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、セ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ソ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成19年9月27日 新規許可
平成30年1月23日 更新許可（優良認定）

この許可証写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。
株式会社市原ニューエナジー

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第01250137658号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県市原市万田野733番地

氏名 株式会社 市原ニューエナジー
代表取締役 杉田 昭義

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治

許可の年月日 平成30年1月23日

許可の有効年月日 平成36年9月26日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

感染性産業廃棄物（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成19年9月27日 新規許可
平成30年1月23日 更新許可（優良認定）

この許可証写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。
株式会社市原ニューエナジー

4. 積替え許可の有無 存・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物処分業許可証

優
良

住 所 千葉県市原市万田野733番地
氏 名 株式会社市原ニューエナジー
代表取締役 杉田 昭義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 平成29年12月13日

許可の有効年月日 令和6年10月1日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

焼却による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥、イ 廃油、ウ 廃酸（水銀含有ばいじん等を含み、水銀の回収義務があるものを除く。）、エ 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含み、水銀の回収義務があるものを除く。）、オ 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、カ 紙くず、キ 木くず、ク 繊維くず、ケ 動植物性残さ、コ ゴムくず、サ 金属くず（ア～コに一体不可分に混入しているものに限る。）、シ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ア～コに一体不可分に混入しているものに限る。）、ス がれき類（ア～コに一体不可分に混入しているものに限る。）

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設 許可証別紙1及び2のとおり

3 許可の条件

中間処理施設の排水は、焼却炉の冷却水として使用し、公共用水域に放流しないこと。

この許可証写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

株式会社市原ニューエナジー

(続 く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成19年10月2日	新規許可
平成29年12月13日	更新許可(優良認定)
平成31年4月17日	変更届(保管施設の変更、役員変更)
令和4年12月12日	変更届(事業場用地の拡大、保管施設の追加)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無
(以下余白)

この許可証写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

株式会社市原ニューエナジー



許可番号 第01220137658号

許可証別紙 1

この許可証写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
焼却施設 (施行令第7条第3号、 第5号、第8号、 第13号の2) (平成28年8月12日、 第28-2-456号)	混焼※ 96 t/日 (4.0 t/時×24時間) 汚泥 45 t/日 (1.8 t/時×24時間) 廃油 26 t/日 (1.1 t/時×24時間) 廃酸 28 t/日 (1.2 t/時×24時間) 廃アルカリ 28 t/日 (1.2 t/時×24時間) 廃プラスチック類 38 t/日 (1.6 t/時×24時間) 紙くず 94 t/日 (3.9 t/時×24時間) 木くず 94 t/日 (3.9 t/時×24時間) 繊維くず 94 t/日 (3.9 t/時×24時間) 動植物性残さ 45 t/日 (1.8 t/時×24時間) ゴムくず 45 t/日 (1.8 t/時×24時間) (平成28年10月27日)	1	株式会社市原ニューエナジー 千葉県市原市 万田野字下打行 733番6の一部、 733番8、 733番11の一部、 柿木台字打木代 297番3の一部 297番6の一部 柿木台字平太郎 205番8の一部 205番11の一部
可燃物パール品(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず)の保管施設	ストックヤード棟	473 m ² 1,841 m ³	1
	プラットホーム棟	318 m ² 1,220 m ³	1
汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、動植物性残さの貯留ピット		51 m ² 412 m ³	1
紙くず、木くず、繊維くずの貯留ピット		110 m ² 880 m ³	1
		116 m ² 930 m ³	1

※ 混焼とは、1 事業の範囲(2) 産業廃棄物の種類ア～コに加え、サ～スが一体不可分に混入しているものを燃やした場合を言う。

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃油タンク		1.9 m ³	1	千葉県市原市 万田野字下打行 733番6の一部、 733番8 733番11の一 部、 柿木台字打木代 297番3の一部 297番6の一部 柿木台字平太郎 205番8の一部 205番11の一 部
廃酸タンク		15 m ³	1	
廃アルカリタンク		15 m ³	1	
処 理 後 物 保 管 施 設	ヤスト 燃え殻	50 m ² 62 m ³	2	
	ドック ばいじん	50 m ² 72 m ³	1	
灰貯留棟	燃え殻	1.2 m ² 1.3 m ³	1	
	ばいじん	100 m ² 134 m ³	1	
金属くず		8.6 m ² 10 m ³	2	
新灰貯留棟 (ばいじん)		72 m ² 112 m ³	1	
コンテナ	燃え殻 (水銀含有 ばいじん等)	6.7 m ² 11 m ³	1	
	ばいじん (水銀含有 ばいじん等)	6.7 m ² 11 m ³	1	

(以下余白)

この許可証写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

株式会社市原ニューエナジー

許可番号 第01270137658号

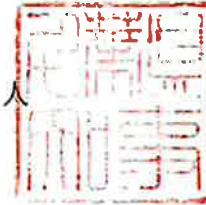
特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県市原市万田野733番地
氏 名 株式会社市原ニューエナジー
代表取締役 杉田 昭義

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 平成29年12月13日

許可の有効年月日 令和6年10月1日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

焼却による中間処理

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

感染性産業廃棄物

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

3 許可の条件

中間処理施設の排水は、焼却炉の冷却水として使用し、公共用水域に放流しないこと。

4 許可の更新又は変更の状況

平成19年10月2日	新規許可
平成29年12月13日	更新許可（優良認定）
平成31年4月17日	変更届（保管施設の変更、役員変更）
令和4年12月12日	変更届（事業場用地の拡大、保管施設の追加）

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

(以下余白)

この許可証写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

株式会社市原ニューエナジー

許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
焼却施設 (施行令第7条第3号、 第5号、第8号、 第13号の2) (平成28年8月12日、 第28-2-456号)		感染性産業廃棄物 19.2 t/日 (0.8 t/時×24時間) (平成28年10月27日)	1	千葉県市原市 万田野字下打行 733番6の一部、 733番8 733番11の一 部、 柿木台字打木代 297番3の一部 297番6の一部 柿木台字平太郎 205番8の一部 205番11の一 部
感染性産業廃棄物の 保管施設		31 m ² 78 m ³	1	
処 理 後 物 保 管 施 設	ヤスト 燃え殻	50 m ² 62 m ³	2	
	ドック ばいじん	50 m ² 72 m ³	1	
灰貯留棟	燃え殻	1.2 m ² 1.3 m ³	1	
	ばいじん	100 m ² 134 m ³	1	
金属くず		8.6 m ² 10 m ³	2	
新灰貯留棟 (ばいじん)		72 m ² 112 m ³	1	
コンテナ	燃え殻 (水銀含有 ばいじん等)	6.7 m ² 11 m ³	1	
	ばいじん (水銀含有 ばいじん等)	6.7 m ² 11 m ³	1	

(以下余白)

この許可証写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する
法律施行規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)に
は該当しません。また、この許可証写しを利用した営業
活動及びそれに類する行為を禁じます。

株式会社市原ニューエナジー